

1. 議事日程（平成28年第3回北広島町議会定例会）

平成28年9月8日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 発議第7号 | 哀悼決議（案） |
| 日程第4 | | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 報告第10号 | 専決処分の報告について
（支払督促に対する督促異議の申立に係る訴えの提起について） |
| 日程第6 | 報告第11号 | 専決処分の報告について
（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第7 | 報告第12号 | 平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について |
| 日程第8 | 議案第77号 | 平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第78号 | 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第79号 | 平成27年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第80号 | 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第81号 | 平成27年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第82号 | 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第83号 | 平成27年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第84号 | 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第85号 | 平成27年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第86号 | 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第87号 | 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第88号 | 平成27年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第20 | 議案第89号 | 平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について |
| 日程第21 | 発議第8号 | 決算審査特別委員会の設置について |
| 日程第22 | 議案第90号 | 北広島町特別職報酬等審議会条例について |
| 日程第23 | 議案第91号 | 北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第92号 | 芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について |
| 日程第25 | 議案第93号 | 財産の無償譲渡について
（幼年消防用活動資器材（鼓笛隊セット）） |
| 日程第26 | 議案第94号 | 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第27 | 議案第95号 | 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第28 議案第96号 平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第97号 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第30 議案第98号 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第31 議案第99号 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第32 議案第100号 平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第33 議案第101号 平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
 日程第34 議案第102号 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
 日程第35 議案第103号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第36 議案第104号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第37 議案第105号 平成28年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
8番 室坂光治	9番 中村勝義	10番 伊藤久幸
11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸	13番 蔵升芳信
14番 田村忠紘	15番 美濃孝二	16番 大林正行
17番 宮本裕之		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 多川信之
危機管理監 五反田孝	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 畑田正法	税務課長 西村豊	福祉課長 清見宣正
保健課長 福田さちえ	農林課長 藤浦直人	商工観光課長 沼田真路
建設課長 砂田寿紀	町民課長 坂本伸次	上下水道課長 浅黄隆文
消防長 田辺弘司	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 林秀治	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、中村議員、10番、伊藤議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間に決定をいたしました。日程第3、発議第7号、哀悼決議案に先立ち、8月22日にご逝去されました、故柿原徳則議員の生前のご遺徳をしのび、1分間の黙禱をささげたいと思います。全員ご起立をお願いします。（黙禱）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 発議第7号 哀悼決議（案）

○議長（加計雅章） 日程第3、発議第7号、哀悼決議案についてを議題とします。哀悼決議案を事務局が朗読いたします。事務局。

○事務局（松浦 誠） 発議第7号、哀悼決議案。北広島町議会議員柿原徳則氏の逝去に当たり、次のとおり、哀悼決議する。平成28年9月8日。北広島町議会議長加計雅章。哀悼決議。故北広島町議会議員柿原徳則氏は、8月22日、病により逝去されました。まことに痛恨のきわみであり、哀惜の情にたえません。ここに北広島町議会の決議をもって、恭しく哀悼の意を表します。以上、決議する。平成28年9月8日、北広島町議会。

○議長（加計雅章） ただいま朗読しました哀悼決議案を決議することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号、哀悼決議案は決議されました。ここで宮本議員から、北広島町議会を代表して、故柿原徳則議員に対し、哀悼の意を表する発言の申し出がありますので、これを許します。宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本裕之でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、ここで追悼の言葉を述べさせていただきます。追悼の言葉 去る8月22日逝去されました故柿原徳則議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の意を表します。本日、ここに平成28年第3回北広島町議会定例会が開催されるにあたり、今一人、7番席には、ありし日の容姿と警咳に接することもできず、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところでございます。顧みるに平成25年3月、第3期北広島町議会議員に当選され、天資温容誠実にして、人望すこぶる高く、常に公共の念厚く、ために地元住民は申すに及ばず、町民からの幅広い衆望を得て、町政の推進に邁進されておりました。柿原議員が信条とされていた住民のためのまちづくりには、特に献身的な努力を傾注してこられました。議会では、産業建設常任委員会に属され、議員歴3年半における幾多の功績は、必ずや後世にその名をとどめおかれるものと確信しております。昨年9月25日、平成27年第3回北広島町議会定例会の最終日に体調を崩され、以来、入院、通院と療養を繰り返しながらも、今年の3月定例会、6月定例会には病を押して出席され、懸命に質問をされている柿原議員の姿、まさしく議員魂、我々の模範とするべき姿でした。ここに、ありし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえ、ひたすら泉下の平安とご遺族並びに北広島町の前途に限りなくご加護を賜りますことをお願いいたしまして、一言蕪辞を連ね、もって追悼の言葉といたします。平成28年9月8日 北広島町議会産業建設常任委員会委員長 宮本裕之。

○議長（加計雅章） 以上で終わります。暫時休憩をいたします。10時20分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 10分 休 憩

午前 10時 20分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（加計雅章） 日程第4、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおり

ですが、その中から、若干申し添えます。7月4日に広島県町議会議長研修において、全国町村議会議長会に地域創生と子育て支援について、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の参事官補佐を招いて勉強会を行いました。翌5日には、北広島町産業建設常任委員会では、既に研修をいたしました群馬県川場村に行き、田園プラザを中核とした川場村の村づくりについてを勉強してまいりました。7月21日に北広島町防災会議が行われ、災害対策関連法の改正に伴う、北広島町地域防災計画の改正が承認されました。7月26日には、国道186号整備促進協議会で国土交通省及び地元選出国會議員を訪ね、要望活動を行っております。9月4日には、第33回八幡高原聖湖マラソン大会が行われ、5k、10k、ハーフマラソンの3種目に約2000名の参加者を得て盛大に開催されました。町を代表する大きなスポーツイベントとして、今後もさらなる定着を期待をいたします。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会に受理した請願・陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたしております。次に、地方自治法第125条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。また、地方自治法第243条の3第2項により、有限会社北広島町農林県公社、株式会社芸北プラモーション、株式会社どんぐり村、有限会社さんさん市の経営状況を説明する資料が提出されておりますので、ご報告しておきます。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

- 町長（箕野博司） おはようございます。行政報告をさせていただきます。2ページのほうをお願いいたします。危機管理監関係であります。地域防災力の強化ということで、自主防災組織の設立、7月に1組織が新たに設立され、既存の組織を含め、51組織、行政区での組織率70.8%となったところでございます。全町域、この自主防災組織をつくっていきたくて考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思っております。3ページ、地域防災リーダーの養成講習及び認定ということで、6月に2日間開催をいたしました。13名の方を新たに認定をさせていただき、通算で合計33名の防災リーダーがおられるということになります。また、北広島町消防団のほうで水防訓練を実施をしていただきました。6月に実施をしていただいたところであります。4ページ、企画課の関係であります。定住促進の取り組みということで、定住相談が今年度4月から8月22日現在であります。152件ございました。空き家バンクのほうの成約件数としては、18件というところでございます。6ページをお願いします。長期総合計画の関係でございます。第5回北広島町まちづくり総合委員会を6月に開催し、まちづくり総合委員会で、先進地視察ということで、7月に鳥取県の智頭町のほうへ視察に行ってくださいました。8月には、第6回北広島町まちづくり総合委員会を開催をいただいております。9ページをお願いします。福祉課の関係でございます。敬老の日が今年も近づいておりますけれども、今年度めでたく100歳を迎えられる方が12人いらっしゃいます。88歳、米寿の方が200人、それから75歳になられる方が234人おられます。敬老金支給事業を行わせていただくということでございます。11ページをお願いします。ブックスタート事業ということで、今年度から新しく取り組んでおるものであります。これは赤ちゃんに絵本を贈ることで、絵本を介した親子ふれあいのきっかけづくりをしていこうということで始めた事業であります。6月、8月で18名の方のところは戸別訪問により、民生委員児童委員の方が手渡しで行っていただいております。12ページ、結婚支援事業であります。一般的に婚活といわれるものでありますけど

も、イベントを4月に、豊平そばの未来を考える実行委員会が豊平どんぐり村で開催、また、6月には北広島町商工会青年部が芸北オークガーデンのほうで開催をいただいております。めでたく13組のカップルが成立したということでございます。町としては、それぞれ助成をさせていただいております。13ページをお願いします。保健課の関係です。元気づくり推進事業ということで行っておりますが、今年度上期、33会場で週に2回、90分、地域の集会所で自主的な活動として、元気体操を実施をさせていただいております。4月から7月までの4カ月で、延べ参加人数が9000人弱というようなところにまで伸びてきております。これからも健康寿命を伸ばしていくということで、全域に広めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。それから16ページ、北広島町地域ケア会議でございます。これは本年度から新たに取り組みを始めたものでありますが、住みなれた地域でいつまでも生活できる地域づくりを目指していこうということで、日常生活圏域、中学校区でありますけれども、本町では、4地域で行うということになりますけれども、地域ケア会議を開催しております。地域にあるいろんな組織が連携して進んでいこうということで、今後、地域包括ケア体制づくりに取り組んでいくということになります。17ページをお願いします。農林課の関係であります。北広島町農業振興協議会を28年度第1回目の協議会を5月に開催しております。これはJA広島北部、JA広島市管内にある2JAと、それから広島県の西部農林事務所等、関係機関と一緒に協賛、意見交換をして進んでおるものでありますが、これを開催をしているところでございます。19ページをお願いします。商工観光課の関係です。商工業振興対策事業ということで、北広島町プレミアムユート、7月1日に販売を開始し、7月15日に完売をしたということでございます。販売総数は1億500万ユートということで、半月ぐらいで完売をしたということでございます。21ページをお願いします。観光まちづくり計画策定事業ということで、委員会を立ち上げて、第1回北広島町観光振興計画策定委員会を7月に開催をしたところでございます。22ページをお願いします。建設課関係であります。地域施工支援事業ということで、本年度4月から8月12日現在ということでありますが、申請受付件数が施工補助が26件、原材料支給が32件受付をしておるところでございます。私からの行政報告は以上であります。教育委員会関係は教育長より報告をいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育行政に係る報告を申し上げます。27ページをお開きください。まず、学校教育課関連でございますが、芸北小学校スキー事故検証委員会第2回、第3回をそれぞれ広島県情報プラザにて開催をいたしました。学校教育活動でございますが、第51回交通安全子供自転車全国大会が8月3日、東京ビッグサイトで開催をされまして、芸北小学校、47チーム中、6位の成績をおさめております。次に、28ページお願いいたします。生涯学習課でございますが、大変たくさんの報告がございますが、主なものを報告を申し上げます。まず、ふるさと夢プロジェクト事業でございますが、今年度から初めて町内の民泊の体験を小学校5年生170名が行いました。下にまいります。生涯学習事業でございますが、ファミリーフェスタでございますが、本年度も大変たくさんの参加をいただきました。500名ということでございました。次に、30ページをお願いいたします。公民館事業でございますが、そこにございますように、4公民館連携事業といたしまして、4公民館を繋ぐということ、今年からさらに強化をしております。31ページをお願いいたします。芸術文化振興事業でございますが、第10回鬘光記念北広島町児童生徒自画像展関連事業でございますが、今年度で第

10回を迎えております。多くの事業を行っておりまして、10年間で、おおむね1万3000余りの作品が出品をされております。32ページをお願いいたします。文化財保護収蔵庫等の管理事業でございますが、一番最後でございますが、樽床・八幡山村生活用具及び民家保存修理工事でございますが、いよいよこれから建物が建ってまいります。完成は29年3月31日という予定になっております。最後でございますが、一番下、第98回全国高等学校野球選手権大会出場激励式でございますが、8月1日、役場201会議室で激励式を行っております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第10号 専決処分の報告について

日程第6 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（加計雅章） 日程第5、報告第10号、専決処分の報告について及び日程第6、報告第11号、専決処分の報告についての2件についての報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第10号から報告第11号につきまして、一括して概要を申し上げます。議案書の1ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、支払督促に対する督促異議の申立に係る訴えの提起について専決処分しましたので、同条2項の規定により、これを報告するものです。3ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細については担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第10号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。報告第10号は、訴えの提起についての専決処分の報告でございます。訴訟物の価格が60万円以下でありますので、地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第11号のとおり、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分について説明させていただきます。項目1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。項目2、債権の内容は、住宅使用料でございます。平成24年11月から平成28年4月使用分で48万8700円となっております。これまで再三の督促にもかかわらず、納付誓約等の提出にも応じていただけないことから、平成28年6月30日、可部簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行いました。これに対し、債務者から、平成28年8月10日、債権そのものや債権額には間違いはないが、一括は無理なので、分割して納付したい旨の督促異議申し立てがなされました。督促異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法395条の規定により、支払い督促申し立て日にさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行しました。よって、訴えの提起につき、平成28年6月30日、専決処分を行いました。続きまして、議案書3ページ及び4ページをご覧ください。報告第11号は、和解及び損害賠償の額についての専決処分の報告でござ

ざいます。和解及び損害賠償の額が50万円以下の場合には、町長専決処分についての指定、第2及び第3項で、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書4ページ、専決処分第12号のとおり、平成28年7月25日、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。専決処分についてを説明させていただきます。項目1、相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。項目2、事故の概要は、平成28年5月22日午後4時ごろ、町道長者原戸河内線を樽床ダム方向へ走行中、道路の陥没箇所にはまり、左側前方のタイヤの一部が膨らみ、バーストするおそれがあり、危険なため、タイヤの交換を行ったものです。項目3、和解内容は、1、町は相手方に対して、損害賠償として1万238円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2項目でございます。項目4、損害賠償額は1万238円で、内訳は、タイヤ修繕費でございます。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第12号 平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について

○議長（加計雅章） 日程第7、報告第12号、平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（箕野博司） 議案集の5ページをお願いします。報告第12号、平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細については、担当から説明します。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 報告第12号、平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政課からご報告をいたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別途配付されております審査報告書のとおりでございますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。まず、健全化判断基準項目及び本町におけます基準値についてご説明をいたします。実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示すもので、13.31%以内、連結実質赤字比率は全会計の赤字比率を示すもので、18.31%以内、実質公債費比率は、一部事務組合を含めた公債費に係る一般会計負担額を示すもので、25%以内、将来負担比率は、第三セクターを含めた負債額を示すもので、350%以内とされております。この4項目のうち1項目でも健全化基準を超えますと、いわゆる危険段階の早期健全化団体として、財政健全化計画を策定し、実質的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除くさらに別に設定された財政再生基準の3項目のうち、1項目でも基準を超えますと、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により、確実な再生を図らなければなりません。本町の4項目の具体的な数値を申しますと、実質赤字比率は一般会計・情報基盤整備事業特別会計を合わせた普通会計において、実質収支が黒字である

ことから、該当のほうはございません。連結実質赤字比率につきましても、普通会計に特別会計及び水道・病院の企業会計の全会計を連結した実質収支は黒字であり該当はございません。実質公債費比率は16.7%で、基準値25%以下であり、前年度と同率となっております。町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率である将来負担比率は88.1%で、基準値350%以下であり、前年度からは7.8%改善をしております。次に、公営企業の資金不足比率につきましては、表のように、地方公営企業法の適用か非適用かなどによって分類をしておりますが、水道事業会計など6会計の決算において、資金不足はありません。以上のことから、本町の財政は健全な範囲に位置しているということをご報告いたします。今後とも、この状態が継続できるよう、計画的な財政運営に努めてまいりますとともに、今後、広報紙やホームページ等で公表していくことにしております。以上で、財政課からの報告を終わります。

○議長（加計雅章） これをもって、平成27年度決算における健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第77号 平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定から

日程第20 議案第89号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第8、議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定から、日程第20、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまで、決算認定関係13議案を一括議題とします。以上、13議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案集の6ページから18ページまでをお願いします。まず、議案第77号、平成27年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第89号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまで、13会計の決算認定議案について説明します。議案第77号から議案第87号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。議案第88号は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。議案第89号は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。次に、平成27年度北広島町一般会計・特別会計及び事業会計の決算審査13件について、山根代表監査委員から、審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。

○代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。平成27年度北広島町決算審査報告を行います。先に町長より依頼がありました平成27年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月27日から8月4日までの実質5日間、中村監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましては、町長より提出された各会計決

算書並びに財産に関する調書に関して、関係法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿等照合し、あわせて、その予算執行の状況について、関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、平成27年度北広島町各会計歳入歳出決算13件につきましては、関係法令に準拠し、調製されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから8ページまでは、決算状況に係る総括意見を掲げております。9ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、20ページ以降は、特別会計、事業会計の予算執行状況について掲載をしております。後ほどご覧いただきたいと思います。また、平成27年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告につきましてもあわせて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の平成27年度北広島町決算審査意見とさせていただきます。平成28年9月8日。北広島町代表監査委員 山根千昭。

- 議長（加計雅章） これをもって、山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、中村監査委員には、ご多忙の折、また大変暑い中を長期にわたり、大変ご苦労さまでございました。決算認定関係13議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第8号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（加計雅章） 日程第21、発議第8号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました平成27年度北広島町決算認定関係13議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定をされました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年度北広島町決算認定関係13議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。なお、決算審査特別委員会委員長に、17番、宮本議員、副委員長に、13番、蔵升議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長に、17番、宮本議員、副委員長に、13番、蔵升議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議案第90号 北広島町特別職報酬等審議会条例から

#### 日程第25 議案第93号 財産の無償譲渡について

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例から、日程第25、議案第93号、財産の無償譲渡についての4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第90号から議案第93号につきまして、一括して概要を申し上げます。議案集19ページをお願いします。議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例について説明します。本案は、特別職の報酬等の額について審議するための機関として報酬等審議会を置くことに伴い、新たに条例を制定することについて、町議会に提案するものです。21ページをお願いします。議案第91号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町簡易水道の給水区域の追加及び琴庄簡易水道の給水人口と給水量を修正するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。23ページをお願いします。議案第92号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同規約の変更について説明します。本案は、区域の変更に伴い、規約を変更する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。24ページをお願いします。議案第93号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、幼年消防クラブの活動支援を目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細については、各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例について、総務課のほうから説明をさせていただきます。議案集の19ページをお開きください。議案第90号、北広島町特別職報酬等審議会条例でございます。まず、第1条といたしまして、設置について書かせていただいております。町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議をするため、北広島町特別職報酬等審議会を置く。所掌事項でございますが、第2条、町長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聴くものとする。（1）議会の議員の議員報酬の額、（2）町長、副町長及び教育長の給料の額。2項といたしまして、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について、審議会の意見を聴くこととしております。組織でございますが、第3条でございます。審議会は、委員10人以内をもって組織をいたします。北広島町の区域内の公共的団体等の代表者、その他町民のうちから必要の都度、町長が委嘱するとしております。主なところについては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第91号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集21ページ、22ページをご覧ください。簡易水道設置条例において、給水区域、給水人口及び配水量は、別表のとおりと規定をされております。改正の1点目は、この別表の旧千代田町の字または行政区の欄に給水区域が記載されておりますが、ここに字明神山、字新栄ハイツ、字丸押を追加し、計画給水人口を800人から897人へ、一日最大配水量を330m<sup>3</sup>から428m<sup>3</sup>へ変更するものです。明神ハイツについては、水道施設のある土地について寄附申し込み、寄附の受納の手続が既に完了しております。また、水道事業の変更認可手続も、この条例改正と同時並行で事務を進めております。丸押の一部については、明神ハイツと近接しており、明神ハイツの水源を利用し、丸押の水不足が解消できるのではないかと見込んでおります。新栄ハイツについては、今回の地区編入は、将来的には水道事業に管理移管する可能性があることにより編入をするものです。この地区編入で、住民の方に何らかの義務が発生をしたり、規制がかかったり、または新たな負担が発生したり、負担が増えるといったことは一切ございません。2点目は、旧豊平町の計画

給水人口と一日最大給水量を平成25年6月21日付変更認可のとおり、数字を修正するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第92号、芸北広域環境施設組合を組織する地方公共団体の区域の変更及び芸北広域環境施設組合同約の変更について、町民課よりご説明申し上げます。議案書の23ページをお願いいたします。平成29年4月1日から芸北地域の固形状一般廃棄物、いわゆるごみですが、この処理を芸北広域環境施設組合の施設において処理するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、芸北広域環境施設組合同約を変更するものです。内容としましては、規約第2条第2号中、北広島町、別表に掲げる区域を除く、の別表に掲げる区域、これは芸北地域のことですが、この、別表に掲げる区域を除く、を削除し、北広島町に改めるものです。また、あわせて、この別表を削除するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 消防長。

○消防長（田辺弘司） 引き続き、議案集24ページをお願いいたします。議案第93号、財産の無償譲渡について、消防本部からご説明いたします。財産の所在、北広島町消防本部、財産名、幼年消防用活動資器材、鼓笛隊セット。内容は、25ページの別表のとおりです。譲渡先、広島県山県郡北広島町大朝4650番地、社会福祉法人大朝福祉会大朝保育所です。本案は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で、その助成金で幼年消防クラブの育成のため、本町が鼓笛隊セットを購入し、これを大朝保育所幼年消防クラブへ無償で譲渡するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第91号を説明する際に、給水量と説明をすべきところを配水量と説明をした点がございました。まことに申しわけございませんでした。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、4議案については、後日審議、採決を行います。暫時休憩をいたします。11時20分より再開をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 08分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第 94号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第3号）から

日程第37 議案第105号 平成28年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第26、議案第94号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第3号から、日程第37、議案第105号、平成28年度北広島町水道事業会計補正予算第1号までの12議案を一括議題とします。以上12議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、平成28年度補正予算の概要について、一括して説明をいたします。別冊の平成28年度補正予算書をお願いします。議案第94号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1000万円を追加し、予算の総額を153億円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、次のとおりです。私立保育所における保育システム整備など、保育環境の改善、道路維持修繕事業など公共事業の追加による地域経済の活性化及び安全確保の推進、町内企業冊子作成補助による商工業の活性化、B型肝炎ワクチン予防接種事業の実施による感染予防対策などを計上しております。また、地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第95号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、介護給付金の減額及び予備費の調整などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第96号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1000万円を追加し、予算の総額を7億1000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、経営戦略策定業務費及び施設等の修繕費などを計上しております。また地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第97号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を3億7300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、経営戦略策定業務費などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第98号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を28億3500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金積立などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第99号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、予算の総額を4億1600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、大朝浄水場の送水ポンプの修繕費の追加及び人件費の減額などを計上しております。また、地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第100号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を4900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金の積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第101号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、予算の総額を176万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金の積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第102号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、予算の総額を1億9120万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、小型除雪機購入費などを計上しております。次の仕切

りをお願いします。議案第103号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1300万円を追加し、予算の総額を5億9400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税額の追加を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第104号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を3億150万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、平成27年度保険料精算に伴う還付金の追加などを計上しております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第105号、平成28年度北広島町水道事業会計補正予算第1号です。本案は、3条予算の収益的支出において既決の支出予定額に92万9000円を追加し、支出予定額を1億5288万8000円とし、また、4条予算、資本的収入予定額に3203万4000円を追加し、収入予定額を1億5103万6000円とし、資本的支出予定額に1580万円を追加し、支出予定額を1億9963万8000円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、経営戦略策定支援業務費及び浄水場増設予定地の買収費などの追加を計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、初めに議案第94号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第3号につきまして、財政課からご説明をいたします。事前に配付しております資料の平成28年度9月補正予算の概要及び主要施策をお願いをいたします。見開きの左のページをお願いをいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は3億1000万円の増額補正で、補正後の予算額は、153億円となります。主な内容としまして、私立保育所におけます保育環境の改善、公共事業の追加による地域経済の活性化、町内企業紹介冊子作成による商工業の活性化、予防接種事業の追加による感染予防対策などでございます。下段にかけましては、一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載してございます。右のページをお願いをいたします。今回、9月補正におけます主要な施策を掲載をしております。右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。一般会計では、地域の特性を生かした地域づくりでは、地域集会所管理事業及びコミュニティホーム整備事業の追加、合わせまして1058万円、町道及び国県道の除雪を初め道路維持修繕事業、河川維持修繕事業など、合わせまして1億5913万円の増額、町営住宅改修事業1370万円の追加など、総額で1億8341万円を、産業・経済の活性化では、町内企業紹介冊子作成のため、商工会への補助金の追加100万円、千代田工業・流通団地調整池流末水路改修工事に追加としまして3000万円、安芸高田市とのアクセス道路でございます農道南方線舗装工事の追加1000万円など総額で4100万円を、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、千代田インター高速バス停通路暴風雪シート設置など、合わせて85万円を、私立保育所におけます保育システム整備や事故防止のためのビデオカメラ設置など、保育環境の整備に850万円を、B型肝炎ワクチン予防接種委託料の追加として146万円を、千代田地域薬師公園の立木伐採など、公園の安全管理のため200万円など、総額で1281万円を計上してございます。また、その他として、人事異動に伴う人件費の調整、過年度国費・県費事業精算による返還金、財政調整基金積立金や今後の災害等緊急支出への対応として予備費ほか7278万円を計上してございます。この一覧表中に下線及び※印で番号を付記しております

事業につきましては、裏面にこれら事業目的、概要などを説明をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。次に、別冊の補正予算書の第2表をお願いいたします。議案ページから3枚目になります。地方債の補正を計上しております。主なものは、臨時財政対策債の借入限度額の確定に伴います調整、過疎対策事業債の追加などにより、補正後の借入限度額を総額で14億2375万8000円とするもので、補正前より1685万8000円の増額となります。以上で、財政課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第95号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。社会保険診療報酬支払基金へ納付します3款1項1目の後期高齢者支援金、4款1項1目の前期高齢者納付金及び6款1項1目の介護納付金につきまして、今年度の納付額が確定しましたので、後期高齢者支援金につきましては15万円増額し、2億4151万円に、前期高齢者納付金は5万1000円増額し、15万7000円に補正するものです。次のページをお願いいたします。前期高齢者関係事務費拠出金は1000円減額し、1万7000円に、介護納付金は369万8000円減額し、8556万5000円に補正するものです。11款1項1目の一般被保険者保険税還付金ですが、160万円増額し、395万円に補正するものです。これは被用者保険に加入され、国保の資格喪失により遡求し、可能額を還付するものです。12款1項1目予備費を歳出予算総額の調整としまして189万8000円増額し、704万2000円に補正するものです。次に、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。今年度の交付金額の確定により、4款1項1目の療養給付費等交付金を1463万円増額し、1億1437万5000円に、5款1項1目の前期高齢者交付金を8万円増額し、6億179万5000円に補正するものです。9款2項1目財政調整基金繰入金を1471万円減額し、7403万6000円に補正するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第96号、下水道事業特別会計補正予算について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1・2ページをご覧ください。会計管理費を131万8000円の増額、下水道新設費を406万3000円の増額、下水道管理費を521万7000円の増額、予備費を59万8000円減額し、合計1000万円の増額をお願いするものでございます。会計管理費、委託料131万8000円の増額は、経営戦略策定支援業務委託料でございます。これは公営企業が将来にわたっても安定的に事業を継続していくことが可能になるよう、中長期的な経営の基本計画を策定することを総務省から要請をされております。今年度中に作成されない場合には、平成29年度から地方交付税の一部が減額される扱いとなっており、県内のほかの多くの自治体も今年度作成を予定をされておられます。次に、下水道新設費の406万3000円の増額ですが、これは人事異動に伴う補正です。次に、下水道管理費の給料7万5000円、職員手当2万5000円についても人事異動によるものです。需用費の511万7000円の増額でございますが、これは千代田浄化センターの経年劣化による施設制御盤の故障を初め電動バルブ、ファン、減圧プラグ、給水装置などの処理施設の正常な運転に必要な機器の緊急修繕を行うものです。これに予備費59万8000円

の減額を加え、歳出合計1000万円の増額でございます。また、それに対する歳入でございますが、2枚戻っていただきまして、歳入明細書をご覧ください。受益者分担金を700万円増額、受益者負担金を20万円増額、使用料を30万円増額、一般会計繰入金を390万円増額、下水道債を360万円増額、過疎債を500万円減額し、合計で歳出と同額の1000万円を増額するものでございます。続きまして、議案第97号、農業集落排水事業特別会計補正予算について説明申し上げます。歳入事項別明細書1・2ページをご覧ください。一般管理費を31万5000円の増額、農業集落排水管理費を65万9000円の増額、予備費を2万6000円増額し、合計100万円の増額をお願いするものです。一般管理費31万5000円の増額は、人事異動に伴う補正です。次に、農業集落排水管理費を65万9000円の増額は、経営戦略策定支援委託料です。下水道会計補正でも説明しましたと同様に、農業集落排水事業においても経営戦略の策定を行ってまいります。これに予備費2万6000円の増額を加えて、歳出合計100万円の増額でございます。歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、事項別明細書1・2ページをご覧ください。使用料を12万円増額、事業費県補助金を26万8000円の増額、一般会計繰入金を61万2000円増額し、合計で、歳出と同額の100万円を増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第98号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号につきまして、保健課からご説明させていただきます。歳出の事項別明細の1・2ページをお開きください。2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、現年度分特別徴収保険料を地域支援事業へ2万8000円財源更正しました。4款3項1目及び3目につきましては、人件費の調整でございます。5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、27年度事業確定に伴い、精算によるものでございます。次の3ページをお開きください。8款1項1目予備費は調整額でございます。次に、歳入の事項別明細の1・2ページをご覧ください。1款1項1目第1号被保険者保険料は、地域支援事業分に2万8000円分充当するものでございます。次の3款、5款の地域支援事業交付金は、人件費の調整に伴うものでございます。7款の一般会計繰入金につきましては、27年度事業の精算に伴う事務費繰入金の減額でございます。また、7款1項3目地域支援事業繰入金につきましても、人件費の調整に伴うものでございます。次の3・4ページをお開きください。8款1項1目繰越金でございます。平成27年度が確定しましたので、797万2000円を計上し、合計3455万6000円の繰越額となりました。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第99号、簡易水道事業特別会計補正予算について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書の歳出事項別明細書1・2ページをご覧ください。一般管理費490万4000円を減額し、簡易水道新設費は財源更正です。簡易水道管理費を227万9000円増額し、予備費を62万5000円増額し、合計で200万円の減額をお願いするものでございます。一般管理費の補正は、人事異動に伴う調整です。次に、簡易水道新設費の財源更正は、国庫支出金の減額と起債の増額によるものです。簡易水道管理費の227万9000円の増額は、減圧弁が経年劣化により機能不全となり、修繕を行う67万円、残留塩素計の故障修繕58万3000円、浄水場の送水ポンプ故障の修繕102万6000円の緊急修繕の合計額です。これに予備費62万5000円の増額を加えて、歳出合計200万円の

減額でございます。2枚戻っていただきまして、歳入明細書1ページから4ページをご覧ください。水道費分担金を675万円増額、使用料を102万円増額、国庫補助金を1210万3000円減額、一般会計繰入金を286万7000円減額、1枚めくっていただいて、簡易水道債を520万円増額し、合計で歳出と同額の200万円の減額をお願いをするものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 議案第100号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について、農林課からご説明します。歳出の事項別明細書1・2ページをご覧ください。2款1項1目電気事業費を46万円増額し、752万8000円とするものです。これは芸北オークガーデンとグラウンドゴルフ場の売電用電力量計の取りかえを行うため増額するものでございます。4款1項1目電気事業基金費を499万8000円増額し、500万円とするものでございます。これは平成27年度決算による繰越金の確定により、平成29年度に予定してます発電施設の水車点検工事に備え、基金を積むものでございます。次に、歳入の1・2ページをご覧ください。3款1項1目一般会計繰入金を257万1000円減額し、93万1000円とし、4款1項1目繰越金を857万1000円増額し、857万2000円とするものです。これは歳出の補正並びに平成27年度決算による繰越金の確定によるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 続きまして、議案第101号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号につきまして、財政課からご説明を申し上げます。今回の補正額は126万円の増額補正で、平成27年度決算におけます繰越金を財源としまして、歳出予算において、基金の積立金として計上するものでございます。以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第102号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1・2ページをお開きください。1款1項施設管理費、1目一般管理費及び2目訪問看護事業費の3節につきましては、人件費についての調整でございます。18節の備品購入費につきましては、八幡診療所管理運営事業として、八幡診療所医師住宅の小型除雪機の購入でございます。八幡診療所医師は、広島県より派遣を受けており、八幡医師住宅において生活をされております。冬期間の生活環境を整備するためでございます。5款予備費は、端数調整でございます。次に、歳入の事項別明細の1・2ページをお開きください。平成27年度の事業精算に伴い、3款1項1目一般会計繰入金を1109万6000円減額し、繰入金5565万1000円としました。4款1項繰越金は、1229万6000円増額し、1229万9000円となりました。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第103号、平成28年度北広島町情報基盤整備特別会計補正予算について説明させていただきます。まず、歳出の事項別明細をお開きください。1・2ページでございます。総務費、一般管理費1312万2000円の増額でございます。これは公課費消費税及び地方消費税の追加でございます。3款公債費でございますが、12万

9000円の減額、予備費7000円の増額となっております。続いて、歳入に戻っていただきまして、一般会計繰入金でございますが、100万6000円の減額としております。繰越金1400万6000円の増額となっております。これは決算によるものでございます。説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第104号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ・2ページをお願いいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金を109万8000円増額し、2億9884万8000円に補正するものです。これは過年度分の保険料等負担金であります。5款1項1目予備費を歳出予算総額の調整としまして40万2000円増額し、135万2000円に補正するものです。次に、歳入の事項別明細書1ページ・2ページをお願いいたします。3款1項1目の事務費繰入金を51万4000円減額し、1413万7000円に、4款1項1目の繰越金を201万4000円増額し、201万5000円に補正するものです。以上、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第105号、北広島町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。別冊の水道事業会計補正予算書の6ページをご覧ください。収益的支出、委託料92万9000円の増額です。これは経営戦略策定支援業務委託料です。下水道、農集会計補正でも説明しましたのと同様に、水道事業においても策定を行ってまいります。次に、企業債3500万円の増ですが、現在、起債対象事業費を積算し、財務局でヒアリングを受けておりますが、この差額を増額をお願いするものです。次に、資本的収入及び支出の部、支出の欄をご覧ください。工事請負費1492万7000円の増額をお願いするものでございます。これは実施設計を行いました、当初予算との差額1492万7000円の増額をお願いするものです。土地購入費87万3000円ですが、これは壬生浄水場の隣接地に現況は水路の個人所有地がございます。増設工事に支障となるため購入をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、補正予算関係12議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加計雅章） 日程第38、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の26ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。北広島町有田1058番地 森分光恵さん、北広島町中祖206番地、水野 元さんです。以上よろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありま

せんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、森分光恵さん、水野 元さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月12日午前10時から一般質問の予定となっております。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 02分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~